

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処分庁 守山市長 森中 高史

審査請求人が令和 5 年 6 月 30 日付けで提起した守山市公共下水道受益者負担に関する条例（昭和 55 年条例第 30 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく令和 5 年度公共下水道事業受益者負担金の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る本件処分を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、上下水道事業の管理者の権限を行う守山市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和 5 年 6 月 1 日付けで行った本件処分に対し、審査請求人が賦課処分の取消しを求めた事案である。

審査請求に係る経過

- 1 処分庁は、審査請求人に対し、条例第 6 条第 1 項の規定により本件処分を行い、令和 5 年 6 月 1 日付け令和 5 年度下水道事業受益者負担金決定通知書により、審査請求人に通知した。
- 2 審査請求人は、令和 5 年 6 月 30 日付けで守山市長に対し、本件処分の取消しまたは変更を求める審査請求を提起した。
- 3 審査庁は、令和 5 年 9 月 5 日付けで審査請求人に対し補正命令書を送付し、審査請求人は、令和 5 年 9 月 22 日付けで補正後の審査請求書を提出した。
- 4 審査庁は、補正後の審査請求書を受理し、令和 5 年 10 月 12 日付けで審理員を指名し、同日付けで審査請求人および処分庁に対してその旨の通知を行った。
- 5 審理員は、令和 5 年 11 月 13 日付けで処分庁に対して弁明書等の提出を求め、処分庁は、令和 5 年 11 月 30 日付けで審理員に弁明書等を提出した。
- 6 審理員は、令和 5 年 12 月 8 日付けで審査請求人に対して処分庁より提出された

弁明書等を送付するとともに反論書等の提出期限を通知し、審査請求人は、令和 5 年 12 月 25 日付けで審理員に反論書等を提出した。

7 審理員は、令和 6 年 2 月 21 日付けで審理手続きを終結し、審理員意見書を審査庁に提出した。

8 審査請求人からの申し出に基づき、審査庁は、令和 6 年 3 月 29 日付けで守山市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対して諮問を行った。

9 審査会は、委員 3 人に忌避理由がないことを確認した上で、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経過
令和 6 年 3 月 29 日	諮問書の受理および審議
令和 6 年 4 月 26 日	審査請求人および処分庁への聞き取り調査および審議
令和 6 年 5 月 24 日	審議
令和 6 年 7 月 12 日	答申書作成
令和 6 年 7 月 22 日	答申

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人主張は、以下のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

ア 審査請求人が所有する土地を含め、付近の土地において、公図上の位置関係と真実の位置関係に齟齬が生じている状況であった。

イ そのような中、審査請求人近隣住民が、住居の新築工事を行い、その中で、上下水道工事が実施された。

ウ 処分庁は、上下水道工事について、所定の手続きの中で、仮に審査請求人が所有する土地において工事を施工しているのであれば、近隣住民に対し、審査請求人の承諾書の提出を求めるべきであるが、審査請求人は、近隣住民から承諾を求められたことはない。

エ 処分庁は、審査請求人が近隣住民住居の所在地における受益者ではないにも関わらず、条例に基づき公共下水道事業受益者負担金を審査請求人に対し賦課する処分を行った。

オ 審査請求人は、本来の受益者には当たらないことから処分の取消しを求めた。

(2) 反論書における主張

ア 位置および形状が真正な所有関係と異なっていた。そのため、令和 5 年 11 月に真正な地番は〇〇〇〇であることが明らかになり、そのことは守山市長を含

む利害関係人全員と法務局によって確認がされた。

イ 公図訂正がなされたことにより、本件対象地における地番が〇〇〇〇でないこと、真正な地番は〇〇〇〇であることが明らかになり、そのことは守山市長を含む利害関係人全員と法務局によって確認がされた。

ウ 近隣住民が住居を新築する以前は、近隣住民が所有する農業用小屋が建築されており、現況地目は宅地であるが、守山市税務課は、当該建物敷地部分を訂正前公図に基づき〇〇〇〇の土地に該当するとは認定していなかった。

エ 訂正前公図によると〇〇〇〇の土地の一部は守山市道の拡幅用地に提供されていたが、守山市が該当地を真に〇〇〇〇であると認識していたのであれば、〇〇〇〇を所有する審査請求人またはその父に対し、市道拡幅用地の提供を要請した上で、分筆登記をする必要があるが、そのような手続きはなされていない。

オ 守山市は、〇〇〇〇およびその周辺土地に関する公図は真正な土地の所有関係を表示するものではないと認識していた。

カ 本件処分は、令和 5 年 6 月 1 日当時における本件土地の真正な所有者に対してなされるべきであり、守山市長は、本件審査請求事件において、速やかに本件処分を取消すべきである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、以下のとおりである。

処分庁は、審査請求人の主張に対し、概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却する旨の裁決を求めている。

- (1) 上下水道工事の施工に際し、近隣住民との手続きの中で、審査請求人の承諾書の提出を求めるべきと主張しているが、本件手続きは、排水整備工事区分や工事期間等を確認するためのものであり、土地の権利関係を明らかにするものではない。
- (2) 受益者負担金の賦課対象となる土地について、排水設備新設計画確認申請書（以下「確認申請書」という。）に基づき、その申請図面、航空写真および公図により特定を行っている。
- (3) 審査請求人は、公図と現況に齟齬があると主張するが、第三者に対抗できる資料は公図または、関係者の申告によるものしかなく、賦課時点において公図訂正はされていなかった。
- (4) 受益者負担金の賦課に先立ち、令和 5 年 5 月 12 日付で、守山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成 28 年企管規程第 8 号。以下「規程」という。）第 3 条に基づき、下水道事業受益者申告書（以下「申告書」という。）の提出を依頼し、同月 26 日に審査請求人を受益者とする申告書が提出された。
- (5) 本件処分には、何ら違法・不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

裁決の理由

審査庁は、本件審査請求について令和 6 年 3 月 29 日付けで審査会に諮問し、審査会が令和 6 年 7 月 22 日付けで行った答申の内容は、次のとおりである。

1 審査会の判断

(1) 本件処分の違法性または不当性について

今回の賦課処分における違法性または不当性については、以下のとおり判断する。

ア 処分庁は、確認申請書が提出された際に、当該申請書の施工場所が守山市〇〇〇〇の一部と記載されていたが、確認申請書に記載されている付近見取図と公図および登記簿を照合し、受益者負担金の賦課決定をする地番を、一方的に守山市〇〇〇〇と変更した。処分庁は確認申請書の施工場所に記載されている地番と賦課地番が異なっていることについて、当該申請書の申請者または賦課地番とした土地所有者に対し、比較的容易に事実確認ができたにも関わらず、一切確認することなく、賦課処分すべきでない者に対し、賦課処分を行うべく手続きを進めた。

イ 処分庁は、令和 5 年 5 月 12 日付けで規程第 3 条に基づき、申告書による受益者の確認を行ったが、申告書の提出依頼に当たって賦課処分に至った経緯等について一切の説明がなされていなかった。

(2) 結論

以上のことから、処分庁による審査請求人に対する本件処分は、条例第 2 条に基づく所有者等の確定を行うための注意義務を怠り、調査義務を尽くさず漫然と賦課処分を行ったものであり、審査請求人への申告書の提出依頼に当たっても、賦課処分に至った経緯等の説明が一切されていなかった。

よって、処分庁の手続き的な瑕疵は重大であり、その瑕疵によって賦課処分すべきでない者に賦課処分を行ったものであり、取り消しを免れない。

2 審査庁の結論

以上のとおり、審査会の答申を尊重し、処分庁による本件処分については、処分庁は確認申請書の施工場所に記載されている地番と賦課地番が異なっていることについて、当該申請書の申請者または賦課地番とした土地所有者に対し、比較的容易に事実確認ができたにも関わらず、所有者等の確定を行うための調査義務を怠ったこと、および申告書の提出依頼においては趣旨説明を十分になされていなかったことにおいて、手続き的な瑕疵は重大であると認められることから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 6 年 8 月 28 日

審査庁 守山市長 森中 高史

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、守山市を被告として（訴訟において守山市を代表する者は守山市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、守山市を被告として（訴訟において守山市を代表する者は守山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできません。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。